



令和 7 年 2 月 2 8 日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

直轄工事で契約変更前の第三者による適正性チェックを導入 ～契約変更の手続きの透明性確保の取組～

令和 7 年度より、契約変更の手続きの透明性を確保するため、国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する仕組みを導入します。

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に当たり、令和 6 年 5 月 2 2 日衆議院国土交通委員会及び令和 6 年 6 月 1 1 日参議院国土交通委員会において、公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入することに関して適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべき旨決議されたところです。

今般、国土交通省直轄工事の支出負担行為担当官発注工事において、令和 7 年度以降、工事において大幅な増額変更等を行う場合、事前に第三者が契約変更の適正性を確認する試行を実施します。

今後とも、第三者及び受発注者双方の意見を踏まえ、これらの適正性のチェックの仕組みについて改善を図ってまいります。

※概要は別添参照

<問い合わせ先>

大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 事業評価・保全企画官 栗原
電話：03-5253-8111（内線 22353）、03-5253-8221（直通）
大臣官房 公共事業調査室 課長補佐 佐藤
電話：03-5253-8111（内線 24296）、03-5253-8258（直通）